

## 緊急雇用対策に対する 申し入れを却下！

雇用問題は会社の専権事項だから  
業務委員会の付議事項には当たらない！？

1月14日、本部は昨年12月24日に緊急申し入れしていた「申」第23号（緊急雇用対策に関する申し入れ）について、組合の窓口を通して交渉の早期開催を求めました。これは急激な経済悪化で職を失う労働者が急増していることをうけて申し入れたものです。

しかし会社は、この開催請求について、業務委員会を開催しないと回答しました。

会社はその理由として「就業規則のどこにも雇用について書かれていない、どの部分を取って付議事項に当たるのか」と居丈高な態度に終始し、さらに「提案通りの社員は採用するし、内定取り消しなどしない」と雇用対策の申し入れを一蹴しました。これはまさに、国鉄分割・民営化にあたって官民を問わず多大な支援や協力を頂いた恩を忘れ、社会的な企業責任を放棄したと言わざるを得ません。

私たちは、改めて要求する。

1. 企業としての社会的責務を果たすことを目的に、緊急雇用対策として来年度正規新規採用、過年度正規採用、契約社員採用、臨時社員採用などを拡大・補充すること。
2. 慢性的な要員不足を解消するために正規社員採用枠を拡大すること。
3. 緊急雇用対策を協力会社、関連会社にも働きかけること。

**JR東海は緊急に  
雇用対策を実施せよ！**